

「新日本ガラパゴス研究会」会則

第1条（名称）

本会は、「新日本ガラパゴス研究会」、英名で「New Japanese Association of Galapagos Studies, NJAGS」、スペイン語で「Nueva Asociación Japonesa de Estudios de Galápagos ,NAJEG」と呼称する。

第2条（性格）

本会は、「日本ガラパゴス研究会(JAGS)」の会員及び業績等を継承する団体であり、自然を訪ね、生きものたちの営みと生物多様性を、大地を含めたグローバルな視点で学ぶ、任意のナチュラルリストの会である。生きものと大地の象徴として「ガラパゴス」の名称を使用する。

第3条（目的）

地球上における大自然を楽しみ、探索し、研究することを主な目的とし、併せて会員間の親睦を意図するものである。さらに、本会の活動を通じて一般社会に博物学並びに自然保護の理念を涵養し、未来社会に貢献することを目的とする。

第4条（活動）

第3条の目的を達成するために、本会は次の活動を行うものとする。

- (1) 総会を年1回行う。
- (2) 研修会および懇親会を適宜行う。
- (3) 自然観察会を、適宜企画し、実施する。
- (4) 国内外のエコツアーを企画し、実施する。
- (5) 会誌「ガラパゴス諸島」を年1回発行する。
- (6) 講演会、展示会など、市民への発表活動を適宜行う。
- (7) その他、役員会を含む本会の運営に必要な活動を行う。

第5条（会員）

本会の会員は、原則として次に示す正会員、賛助会員、学生会員の3種類である。なお、本会への入会は、別紙の入会手続書により行う。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に沿った活動を行い、年会費 2,000 円を納めるものとする。
- (2) 賛助会員は、本会の資金援助を行うことを目的とし、年会費を 1 万円以上の単位で納める個人または団体である。
- (3) 正会員が賛助会員を兼ねる場合は、会費を 1 万円とする。
- (4) 学生会員は、高校生以上の学生とし、年会費 1,000 円を納めるものとする。

第6条（会員の特典及び活動への参加）

- (1) 正会員、賛助会員、学生会員は、会誌の無料配布を受ける。
- (2) 正会員、学生会員は、本会が主宰するすべての活動に参加することができる。
- (3) 賛助会員は、申し出により各種活動に参加することができる。
- (4) 本会は、青少年の育成のために、申し出により中学生以下の青少年の次の活動への参加を認める。研究発表会、自然観察会、エコツアー。ただし、費用を必要とするものについては自己負担とする。

第7条（役員）

本会には、次の役員を置く。なお、各種役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長（1名）：会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は、役員会で会員の中から候補者を選出し、総会において決定する。
- (2) 副会長（3名程度）：副会長は、会長を補佐し、総務・企画、編集・広報、研究・教育・国際の会務を分担統括する。役員会は、会員の中から副会長候補者を選出し、総会において決定する。
- (3) 事務局長（1名）：事務局長は、事務局を代表し、本会の事務運営を統括する。役員会は、会員の中から事務局長候補者を選出し、総会において決定する。
- (4) 事務局に次の幹事を置く。
 - ①庶務幹事（若干名）：入会受付、会員名簿の管理並びに日常の事務処理を行う。
 - ②編集幹事（若干名）：本会が年1回の頻度で発行する会誌の編集・発行を行う。
 - ③広報幹事（若干名）：本会の日常における広報活動を行う。
 - ④研究・教育幹事（数名）：研究活動と教育普及活動を促進する。
 - ⑤会計幹事（1名）：日常の会計事務を行う。
- (5) 会計監査員（2名）：会計事務の監督並びに会計監査を行う。会計監査員は、総会において選出する
- (6) 名誉会長
本会の前身である「日本ガラパゴス研究会」の創設と発展に著しく貢献された
重中義信前日本ガラパゴス研究会会長・広島大学名誉教授を名誉会長とし、名誉会長は、本会
を後見する。

第8条（会計）

- (1) 会計年度：本会の会計は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 会計口座：本会名義の口座を設け、総務担当副会長、事務局長、会計幹事が運用に当たる。
- (3) 会計区分：本会の会計は、会費収入、寄付金収入、雑収入、補助金収入、繰越金とする。
- (4) 会計監査：毎年の会計年度終了後に、会計監査員による監査を受ける。会計監査員は総会において監査報告を行う。
- (5) 会計報告：事務局は、総会においてその年度の会計報告を行う。
- (6) 会計責任者：会長、副会長、事務局長、会計幹事が、会計上の責任を負う。

<付 則>

- ・本会の前身である「日本ガラパゴス研究会」の会則は、2019年3月23日をもって廃棄する。本会則は、2019年3月23日より施行する。
- ・本会則は、2020年4月1日より改定施行する。